

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項の規定による届出がありましたので、条例第6条の規定により、次のとおり公告するとともに、建築計画の概要を記載した書面（以下「概要書」という。）を縦覧に供します。

なお、条例第8条第1項の規定により、概要書の内容について、良好な都市景観の形成及び市街地の環境の整備を図る見地からの意見書を次の6のとおり提出することができます。

令和3年1月4日

京都市長 門川 大作

1 特定建築主の氏名及び住所

株式会社帝国ホテル

代表取締役社長 定保 英弥

2 建築計画に係る敷地の地名、地番及び面積

京都市東山区四条通大和大路東入祇園町南側570番2，570番8，570番82
の各一部

3，659.77平方メートル

3 申請建築物の主な用途及び最高の高さ

ホテル

31.50メートル

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課都市デザイン担当

5 縦覧期間及び時間

令和3年1月4日から令和3年1月25日まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 条例第8条第1項に規定する意見書の提出期限及び提出先

令和3年1月4日から令和3年2月1日まで

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課都市デザイン担当

(都市計画局都市景観部景観政策課)